

令和4年10月

定例総会（拡大委員総会）  
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和4年10月31日（月）午後1時30分から午後3時35分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
26番	瀧澤 和子		

(2) 推進委員 13人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推4番	梶原 知子	推5番	松田 和久
推7番	平林 哲	推8番	松下 秀一
推9番	田中 武彦	推10番	中平 茂
推11番	田中 孝人	推12番	堀内 俊男
推14番	山崎 和男	推16番	齋藤 知彦
推18番	奈良澤 治		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 25番 林 昌美

(2) 推進委員 5人

推3番	大澤 好市	推6番	赤羽 武史
推13番	北野 喜八	推15番	長崎 作夫
推17番	中澤 一海		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第162号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第145号～第147号）
- ウ 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見の件……………（議案第148号）

- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第149号、第150号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第151号～第155号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……（議案第156号）
- キ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……（議案第157号、第158号）
- ク 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
……………（議案第159号、第160号）
- ケ 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件  
……………（議案第161号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 公共事業の施行に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 令和4年度農業者年金加入推進活動について
- イ 令和4年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施について
- ウ 松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会の進め方について

(2) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	青木 美伸
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	保科 黄
		//	事 務 員	田中 瑞恵
		//	任用職員	齋藤 弘子
	農 政 課		係 長	上條 信之

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 5番 中川 敦 委員

13 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第162号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

本日配付となりました別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、事務局から説明をお願いいたします。

田中事務員。

田中事務員

農業委員会事務局の田中でございます。

今月の新規就農者についてご説明いたしますので、別冊資料、表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は個人の方1名です。

1番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに寿地区、4筆、29.79アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする農業で、栽培予定はソバと伺っております。農業従事者はご本人のみです。議案は1ページ3番に該当いたします。寿地区、河西農業委員に署名をいただいております。

今月の新規就農者は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明につきまして、地元の委員の方から補足説明をお願いします。

河西委員。

河西農業委員

〇〇さんですが、当該農地で現在既にソバを作っていて、それで権利関係しっかりしたいということで、就農ということなんです。特段問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

上條係長。

上條（農政課）係長 農政課の担い手担当の上條と申します。

まずは私のほうから、本来であれば、もう委員の皆様にご覧いただきまして事前に配付をさせていただくところ、今回当日配付となり、議案を確認する時間が取れなかったこと、誠に申し訳ございません。少しお時間をいただきまして、説明したいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

では、着座にて失礼いたします。

まず、別冊議案の1ページ目お開きください。

今回、特記事項等はありません。

5-(1)-アになりますが、農用地利用集積計画、利用集積計画の決定の件、議案第162号になります。

当ページ、一般分ということになりますが、借受者、田美屋株式会社ほか全12件となっています。

一番下、合計欄でございますが、31筆、4万5,794平米。

そのうち認定農業者への集積でございますが、筆数13筆、2万8,881平米、集積率は63.07%となっています。

続いて、2ページをご覧ください。

経営移譲、所有権移転、18条2項6号関係分の内訳になります。

まず、一番上、経営移譲分でございますが、1件、12筆、1万2,309平米となっています。

中段ですが、所有権移転関係でございます。3件、3筆、1,730平米でございます。

一番最後、下でございますが、18条2項6号関係分、3件、6筆、3,523.45平米となっております。

第18条2項6号関係分のうち、認定農業者への集積につきましては、筆数3筆、1,537平米、集積率は43.62%でございます。

続いて、3ページ、4ページをご覧ください。

3ページ、4ページにつきましては、農地利用集積計画ということで、一括方式機構集積関係でございますが、個人の方から農地中間管理機構への貸付けということの内容となっております。

4ページの一番下でございますが、筆数で35筆、6万3,524平米となっています。

続きまして、5ページ、6ページをご覧ください。

5ページ、6ページにつきましては、一括方式機構配分関係ということで、農地中間管理機構から農地の借受者への貸付けの内容となっております。

6ページの中段になります。6ページの中段、件数でございますが、17件、35筆、合計6万3,524平米となっており、そのうち認定農業者への集積につきましては、筆数32筆、面積6万1,998平米、集積率は97.60%でございます。

続いて、当議案に関する合計がその下欄でございます。

一般分、筆数31筆、貸付け12人、借入れ11人、面積が4万5,794平米。

経営移譲分、筆数12筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万2,309平米。

所有権の移転、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積1730平米。

第18条2項6号関係、筆数6筆、貸付け3人、借入れ3人、面積3,523.45平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、35筆、19人、借入

れ1人、面積が6万3,524平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数35筆、貸付け1人、借入れ17人、面積6万3,524平米ということで、合計が122筆、貸付け38人、借入れ35人、面積が19万404.45平米となっています。

一番最後、当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積でございますが、筆数43筆、面積8万8,354平米、集積率は78.3%となっております。

議案第162号につきましての説明は以上となります。

議長

ご苦労さまでした。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の皆様を対象に伺います。

議案第162号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第145号から147号 農用法第3条の規定による許可申請許可の件、3件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、総会資料の1ページをご覧ください。

議案第145号は、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりとなります。

議案番号146号は、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。なお、譲受人の〇〇さん、ご住所が現在、木曾町ですが、今後、申請地の隣地へ転居する予定となっております。

議案第147号は、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。こちらは、別段面積を設定済みであります。

また、新規就農となりまして、新規就農の参考資料ですが、裏面の2ページにございます。これまで現地を借りて耕作していた経験もあり、現地を

自家用野菜の栽培で使用されるとのことです。内容については議案書のとおりとなります。

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、地元の農業委員の意見を伺います。

145号、中山でありますので、太田委員、お願いします。

太田農業委員 この農地は、長年耕作放棄されている農地で、譲渡人も刈谷原で、ここから遠くて、管理ができないということで、地元の〇〇〇〇さんが自分の自宅のすぐ上だものですから、農地保全をしていきたいということで取得したもので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、146号、入山辺でありますので、武井委員、お願いします。

武井農業委員 譲渡人の〇〇〇さんは、95歳ということで高齢でございまして、土地の維持管理が困っていたところ、ちょうど隣接した隣に空き家がありますけれども、そこをこの〇〇さんが購入するということになりまして、併せて隣の〇〇さんの土地も購入したいという話になりました。譲受人は今、奥さんの実家で農業を勉強中ということでございまして、住宅を購入した隣に農地で野菜を作るということでございますので、農地保全の観点からも、何ら問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続いて、147号、板場でありますので、久保委員、お願いします。

久保農業委員 持ち主の〇〇〇〇さんのほうは東京に住んでおりまして、その土地の隣に住んでいるのが〇〇〇さんでありまして、そういうことで、ぜひ買っていたきたいということで、〇〇〇さんのほうが購入して、家庭菜園をするということで、何ら問題はありませぬ。

議 長 ありがとうございます。

全体を通しまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めましてお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、3件について一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第145号から147号について、原

案どおり許可することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第148号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見の件、1件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

農業委員会事務局の保科です。

議案書3ページをお願いします。

国有農地の売払いについて、申請書から審査した結果、農地法第3号第2項各号について、第5号を抜かす第1号から第7号について該当しない、第95号第1項には該当するというような形で意見したいと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、地元の委員の意見なんですが、今井ですので、私のほうから説明させていただきます。

当該地域、今井のJA松本ハイランド今井支所があります。その前にグリーン道路がありますが、それを西のほうへ向かって坂を上がった左側が当該地域であります。先般、田中武彦推進委員と2人で確認しましたが、問題ないという判断をしましたので、報告いたします。

では、ほかの方でご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、農地法施行規則第95条の該当による案件、1件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第148号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第149号及び150号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。



保科主事            それでは、議案書の4ページをお願いします。現場写真の資料のページは7ページのほうをお願いします。

議案第149号、転用目的は敷地拡張で、住宅の敷地です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、議案第150号です。転用目的は資材置場・物置です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いします。

議 長            それでは、地元の委員の方の意見を伺います。

149号、入山辺ということで、武井委員、お願いします。

武井農業委員    先ほど146号でお話ししましたが、写真の左が空き家ですけれども、これを〇〇さんが購入するということなのですが、写真の真ん中にある進入路、これが〇〇〇さん、95歳の〇〇さんが持っている農地ということが判明しましたので、ここで正規の手続を取っていきたいと思いますので、追認をよろしくをお願いします。

議 長            それでは、150号、久保委員、お願いします。

久保農業委員    写真にもありますように、もともとの宅地というか、建物の近くに代々、ひいじいさんからいろいろな物置とかいろいろなものを造ってありまして、これをこの際だからきちっとしようということで、追認案件として宅地にしたいということで、問題ありません。

また、多分、来月か再来月に出てくると思いますが、隣接している畑、その隣にまた自分の畑がありますので、隣接する畑を購入したいという意思がありますので、またそのときは承認をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長            ありがとうございます。

それでは、現地を見ていただいた二村委員、お願いします。

二村農業委員    149の山辺の件ですが、ここはこの写真の右側が農地で、左側が宅地で、ここ、今住んでられない、誰も住んでいないということです。このままだと本当に荒廃地になってしまうので、今ここで住んでいただいて、管理していただければ本当にありがたいという場所なので、これは許可相当だと思います。

以上です。

それから、次もそうですか。

今、久保委員がおっしゃったように、この場所は、一部が農地になっているということなのですが、本当にそこをこれ、壊してまで農地にするというようなところではないので、許可相当だと判断しました。  
以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、全体を通じまして、推進委員の皆様を含めまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について一括して集約いたします。

農業委員の皆様は何いですが、議案第149号及び150号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第151号から155号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件及び関連がありますので、議案第156号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

それでは、議案書第5ページをお願いします。

議案第151号、転用目的は住宅の建設です。

議案第152号、転用目的は建て売り住宅です。

議案第453号ですが、関連がありますので、議案第156号も併せて説明いたします。

7ページのほうをお願いいたします。

転用目的は営農型太陽光発電です。前回、転用の許可を、前回申請、総会に諮らせていただきまして、許可が出た申請地になります。申請でしたが、許可後、台風等の被害を懸念した太陽光パネル等の架台メーカーさんから仕様変更を提案されまして、申請者である〇〇〇〇〇は、その提案を受け、当初許可よりも支柱の増加により台風等の被害を耐えられるよう計画変更を同時にしたいということで、計画変更の申請が上がってきております。

6ページのほうをお願いします。

議案第154号、転用目的は一般住宅です。

議案第155号、転用目的は住宅の建築です。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地元の委員の方のご意見を伺います。  
議案番号151号、新村でありますので、細江委員、お願いします。

細江農業委員 場所は、上高地線の新村駅の100メートルほど南になるわけです。土地は、おぼさんの所有地でございまして、写真見てもらうと分かりますように、左側が自宅というか、親の生まれた家です。その手前の、今、自家用野菜を作られている畑なんですけれども、中平委員と一緒に見ましたところ、別に問題はないということなので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
152号、今井でありますので、私のほうからご説明しますが、位置関係は、地図ちょっと見にくいわけですが、今井に鎖川へ架かっている橋が3つあります。野尻橋で赤坂橋、中沢橋、もう一橋ありますが、その中の赤坂橋から東のほうへ200メートルくらい行った左側です。写真ご覧いただくと分かると思いますが、道沿いでありまして、3方は住宅、前が道で、その辺りの道ということで、場所的にも住宅以外あまり考えられないところで、妥当だと判断いたしました。  
続きまして、153号、河西委員、お願いします。

河西農業委員 これ、前回取り上げられた太陽光の変更申請ということですね。支柱部分が災害のときにちょっと不安なので、太くしたいという申請で、この申請自体は何ら問題ないと考えています。  
ただ、ちょっと今後、皆さん、同様な案件扱うことあると思いますので、少し聞いていただきたいんですけれども、この申請、3条の申請が地上権設定の21年で、5条の申請の地上権設定と大きく期間が異なります。今後ちょっと問題が起きるといっても考えられますので、今後扱う方は、地上権と、あと5条、申請年数が一致するよう注意されたいと考えます。  
以上です。

議長 156号、同様の意見の説明、追加説明でオーケーですね。

河西農業委員 はい。

議長 ありがとうございます。  
それでは、154号、久保委員、お願いします。

久保農業委員 書いてありますように、神奈川から移住したいということで、旧四賀村から思えば、非常にウエルカムな話であります。場所が、ここにも書いてありますように、先日、開校10年を迎えました四賀小学校のすぐ前であり

まして、子育てにもいいということで、ぜひ来ていただきたいと思いますので、皆さんの承認をお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、155号、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 場所につきましては、波田の郵便局を西の方向に300メートルぐらいですか、上がったところで、ここら辺のところは皆、宅地ばかりで、写真を見ていただきますと、宅地と宅地の間で、幅は7メートルあるかないかぐらいだと思います。宅地以外にはできないと思いますので、やむを得ないかなと思います。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
事務局のほうで、さっき河西さんのほうから指摘された地上権の年数とのそごはどういうふうに。  
では、保科さん。

保科主事 地上権の契約期間が21年で、営農型太陽光が一時転用なので3年ごとというようなことのずれについてということではよろしいでしょうか。そのことの是非についてということではよろしいでしょうか。分かりました。  
県のほうにも一応確認を取っていて、今のところ、そこに関しては、このようにという指示はないので、ちょっと今の意見伺いまして、また県と申請者のほうと詰めさせていただきますので、今後そういうような対応をしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 そういう課題が出てくるおそれがあるということですので、またそれぞれまたその時点で深掘りしていきたいと思います。  
それでは、現地を見ていただいた委員の方にお伺いしますが、151号を二村委員で、残りを武井委員お願いします。  
では、二村委員。

二村農業委員 先ほど地元の委員さんに言われたとおり、ここは自家野菜で作られているんですが、ここが宅地になっても問題がないというところだと思いました。許可相当だと思います。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
では、武井委員、お願いします、152号以降。

武井農業委員 これ、先ほど会長言ったとおり、3方を住宅に囲まれておりまして、やむを得ないものと考えます。

153の寿、これは先ほど河西委員のとおりでございますが、既に承認されたものでございまして、今回の計画変更はやむを得ないものと思われま

す。  
154号、これも住宅と山林に囲まれた農地でありますので、やむを得ないかなと思っております。

それから、波田は、先ほどの写真のとおりでございますが、住宅に囲まれた狭隘な農地でございますので、これは住宅としてやむを得ないと思いま

す。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、全体を通じまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、5件及び農地法第5条に関する案件、1件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第151号から155号及び156号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第157号及び158号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、2件について上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

それでは、説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第157号、征矢野にお住まいの〇〇〇〇さんが相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。内容については議案書のとおりです。

続いて、議案第158号、同じく征矢野にお住まいの〇〇〇〇さんが相続税の納税猶予の適格者の承認を受けるものです。

なお、157号と158号のお二人はご兄弟で、お亡くなりになられたお父様から相続したそれぞれの部分について納税猶予を申請するものとなっております。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。  
157号、158号一括して小林委員、お願いします。

小林農業委員 今、事務局の藤井さんのほうからご案内がありましたように、このお二人はご兄弟ということで、農地を分け合ったと、こういうことでございました。

157号の〇〇さんについては、長男ということで、実家をということでございました。実家のすぐ隣の自家用野菜栽培の畑ということと同時に、少し車で二、三分のところだったんですけれども、水田を作られていて、ちょうど先日伺ったときには、収穫も終わり、きれいになっていたところでございます。

次男の〇〇さんところでありますけれども、158号の方なんですけれども、この方は、ご案内のように田んぼのほうということで、これも半分ということで相続人にしたと、こういうお話でございましたので、問題はないということだと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の方で質問、意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案番号157号、158号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認されました。送付決定いたします。

続きまして、議案第159号及び160号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任 それでは、総会資料の9ページをご覧ください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件。  
議案第159号、今井にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。  
1ページおめくりいただいて、10ページをお願いいたします。  
議案第160号、内田にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。

以上、内容については議案書のとおりとなります。よろしくお願いいたします  
ます。

議 長

ありがとうございました。

159号、先日、〇〇〇〇さんの奥さんと現地を確認してまいりまして、  
継続して農業を行っておりました。

160号、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員

160号ですけれども、転作で今、大豆が作付されておりました、管理も  
地元の営農組合がやらせていただいているということで、特に問題ない  
というように思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方でこの案件に対して質問、意見等ありましたら、  
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ただいまから集約いたします。

議案第159号、160号、原案どおり承認することに賛成の農業委員の  
方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第161号 農地法施行規則第17条第2項の規定によ  
る別段面積設定の件、1件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

川村補佐。

川村局長補佐

農業委員会事務局、川村です。

お手元の資料11ページになります。

別段面積設定の件ということで、所在地が小屋南一丁目〇〇番、登記地目、  
田、面積が2,707平米、所有者の〇〇〇〇〇さんは相続でこの土地を  
受けたわけですけれども、東京都にお住まいということで、とてもこちら  
のほうまでは管理できないということで、申出があり、別段面積を設定す  
るものです。

なお、当該農地につきましては、地元農業委員さんから事前に現地を確認  
していただき、問題ない旨で意見をちょうだいしておりますので、よろし  
くお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
川村補佐、別段面積の復習をお願いします。

川村局長補佐 別段面積の復習ということで、触れさせていただきます。  
こちらにつきましては、各地区で異なるんですが、原則、農地法第3条の中で、下限面積というものが50アールという形で定められております。松本市の中にも、地区に応じて50アールを切る案件もございますが、さらにそれを下回っても良いという特段のものを設定するものでございます。目的といたしましては、新規就農あるいは荒廃農地の防止という観点としております。  
ほかの市町村ですと、空き家住宅に特化したとか、そういう形がありますけれども、松本市の農業委員会の場合は、遠方に行ってしまったという事で、とても管理できない。これは荒廃してしまうと。そういった観点から、新規就農も併せた2つの目的達成のために、特段に土地を1筆ずつ設定するものでございます。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、質問、意見等ありましたら、お願いします。  
この案件について、ありませんかね。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第161号について、原案どおり対象農地を設定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり設定することと決定いたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任 それでは、報告事項のアからオについて説明をいたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
合計のみ申し上げます。  
総会資料の12ページからご覧ください。  
12ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、3件、



13ページをお願いします。公共事業の施工に伴う届出の件、2件、続きまして14ページから15ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、19件、16ページをお願いいたします。農地法第4条の規定による届出の件、4件、17ページから20ページ、農地法第5条の規定による届出の件、10件。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、これら報告事項については、事務局説明のとおりにご承知おきをお願いいたします。

それでは、農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、これで休憩いたしますが、2時25分から再開いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

(休憩)

議長

それでは、定刻になりました。議事を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項を進めてまいります。

初めに、協議事項のア、令和4年度農業者年金加入推進活動についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

齋藤さん。

齋藤任用職員

農業委員会事務局の齋藤と申します。

着座にて失礼いたします。

農業者年金加入推進活動について、協議事項をお願いしております。

総会資料21ページからになります。総会資料とは別に、お手元に事前に封筒に入れて送付いたしました農業者年金関連の資料をご用意ください。

農業者年金の加入者累計は、昨年7月に平成25年に制定した目標数13万人に達しました。今回の協議事項は、令和4年度農業者年金加入推進活動につきまして、新たに設定されました全国加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進活動の目標が達成できるよう、取組を協議していただくものです。

総会資料2番の加入推進強化月間は、県の策定により、令和4年11月から令和5年2月まで、また総会資料3番の加入目標数も同様に、県の策定で、松本市は新規加入者11名、そのうち20歳から39歳までの年齢の

お若い方8名、また女性が4名となっています。

資料4番の加入推進の方法ですが、昨年同様、事前送付の封筒の中に加入推進名簿がございますので、そういった方を中心に、JAさんの事務担当者とも連携しながら、戸別訪問などにより加入推進活動をお願いいたします。

加入推進名簿は、認定農業者の方とそのご家族で、家族経営協定を締結されている方の中から農業者年金に未加入の方を抽出させていただきました。何分にも個人情報が多く含まれておりますので、名簿のお取扱いには注意していただくとともに、コピー等は控えていただきますようお願いいたします。

なお、名簿につきましては、国民年金第1号加入者を抽出できるように、市民課の年金担当等に情報提供を相談しましたら、情報の開示ができないという回答があり、大変申し訳ありませんが、国民年金につきましては、今年度も抽出条件に含まれていないことをご了承いただきますようお願いいたします。

また、今回の名簿に登載がある方以外にも、農業者同士の会合を通して制度の周知や加入の働きかけを行っていただければと思います。

名簿と一緒に送りましたパンフレットが5種類ございます。各1部ずつしか配付をしませんでしたが、必要でしたらば、ご連絡いただければ、事務所でご用意いたしますので、ご連絡ください。

また、新しいパンフレットが11月中旬には届く予定ですので、今回の総会には間に合いませんでしたが、11月の総会資料に同封させていただきます。そちらも事務局にストックをいたしますので、追加をご希望される方は、お声がけいただければと思います。

農業者年金は、農業者の方のみが加入できるお得な制度でありますので、まずはこういった制度がありますよという周知を第一に、それとともに加入の働きかけを行っていただければと思います。

最後になりますが、こちらも昨年と同様なんですが、総会資料5番の活動内容の報告のお願いです。

お送りした封筒の資料の一番後ろに様式1、令和4年度農業者年金加入推進活動記録簿がございます。裏面が記入例となっています。農業者年金の加入推進活動を行った場合には、通常ご提出いただいております活動記録簿とは別に、こちらをご記入ください。この農業者年金加入推進活動記録簿は、提出期限を2月28日とさせていただきますので、2月の総会にお持ちくださるようお願いいたします。

総会資料の6番、加入活動推進報償費というのがございますので、5番の活動報告に基づきまして、令和5年3月に報償費を支給する予定でございます。

なお、通常ご提出いただいております農業委員活動記録簿にも、加入推進活動をした場合は、裏面の右下にございます法令活動等の欄にも併せてご記入をお願いいたします。

法令活動等の2に農業者年金の普及推進という項目がございます。そちら

もよろしく願いいたします。  
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。  
ただいま事務局から説明がありました。  
これより質疑を行います。  
全員の方にはお願いですが、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
前段の挨拶でも申し上げましたが、そういうことで、該当の方にはひとつお声がけのほうをお願いしますということと、この前の改選のときですかね、市農協の〇〇〇〇さんも辞めるときに、これだけは勧めてよかったということをしみじみおっしゃっていた言葉を今、思い出します。  
何か質問、ご意見等ありましたら、お願いしますが、ありませんか。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、これより集約いたします。  
ご出席の全員委員の方にお伺いします。本件についてはご承知いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
農業委員、推進委員の皆さんには、農業者年金の計画的な加入推進に格別なご配慮をお願いいたします。  
次に、協議事項のイ、令和4年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
田中事務員。

田中事務員

農業委員会事務局の田中でございます。よろしく願いいたします。  
それでは、早速ですけれども、総会資料の23ページをご用意ください。  
本日の要旨は、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果報告と32条に基づく利用意向調査の実施について協議するものです。  
次に、2、基本的事項ですが、利用状況調査、利用意向調査の概要は、資料の26ページのとおりです。  
また、今年度より変更された判定区分が27ページと28ページにあります。今回は区分が変わったり、28ページにあるような地形の状況確認なんかも追加されたりと、調査には例年以上にご苦労いただいたことと思っております。  
こうやって皆様にパトロールしていただいた利用状況の実施状況は29ページでございます。

こちらの表は、皆様からご報告をいただいた7月、8月、9月のパトロールを記載しておりますけれども、実際には昨年から事前パトロールを重ねていただいておりますので、その分を加算すると、かなり時間を要したものであると認識しています。

そして、利用状況調査の結果です。

23ページの4番に大まかな概要だけ記してございます。区分が変更されたために、厳密な前年度比較とはいきませんが、旧A分類に当たる部分を新しい分類では2号遊休農地と1号黄色、緑の区分として置き換えて比較しますと、今年度は98.3ヘクタール増加したことになります。

一方、旧B分類に当たる部分を今年度では再生困難な山・原野と置き換えて比較しますと、こちらは25.1ヘクタール減少したようになっています。

再生可能な遊休農地の増加が著しいように見えますけれども、増加の要因としては、まず1つ目に、1年間かけて地道に事前パトロールをしていただいた結果、1号遊休農地、2号遊休農地が新たに掘り起こされたことが挙げられます。また、2つ目の要因としては、今回からB分類がなくなりましたので、昨年B分類だった農地を再生可能な遊休農地か非農地か、どちらかに振り分けなくてはならなくなった結果、山林化、原野化、どちらにも至らないような農地が主に1号遊休農地に移ったと考えられます。

これらの詳細が、合計であるとか地区別の数字は30ページ、31ページに載せてありますので、またご確認をお願いいたします。

このパトロールの結果を受けまして、農地法第32条では、「利用状況調査の結果、遊休農地であると判定された農地に対して、その農地の農業上の利用意向について調査するものとする」と定めがありますので、利用意向調査を実施していきます。

24ページの(2)番に調査対象、どのような方に調査をしていくのかということを書いてございます。

今年の利用状況調査は、まず1つ目に、令和4年度に新たに1号緑区分に指定された農地、そして2つ目に、昨年利用意向調査で「自分で耕作する」と回答したにもかかわらず、解消がパトロールで見られなかった農地、この2つに絞って利用意向調査をしていこうと思います。

最初のほうの条件、①のほうにちょっと表現が足らなくて大変申し訳ないんですけども、去年まで耕作中だったけれども、今年新たに遊休農地になったよというものが対象でして、去年はA判定、今年は1号緑というようなものは今回対象にしてないことは、すみません、補足させていただきます。

この①番と②番の条件に当てはめて、対象となる利用意向調査の筆は398筆、対象者の人、262人、面積で27.3ヘクタールとなります。

32ページには地区別の件数も記しております。

ただ、実際には、草刈り等の苦情の申立てがあって、それを私たち対応する中で、なかなか回答されてない農地を別途追加したりですとか、逆に、もう利用意向が確認できているような農地も入っていましたので、そうい

ったものをちょっとこちらで個別に事務局判断で調整しまして、最終的な対象者の表というものが本日配付しました別冊資料の中にA3のページに名簿でたくさん載っています。最終的には、この名簿に載っている方に対して利用意向調査をしていきたいと思えます。

A3の表は、送付先をちょっとまとめたものではなくて、農地を地区別筆ごと単純に羅列していますので、ちょっと対象者の多い地区の皆さん、見づらいかと思えますが、申し訳ございません、ご了承ください。

そのA3のリストに載っている対象者の皆さんは、同じく別冊資料の3ページ、4ページにある利用意向調査書というものです。それと、その次のページが回答書として返答してもらう「農地における利用の意向について」という紙です。それと、その記入例、返信用封筒の4種類を11月18日に事務局から発送する予定です。

回答期限は、約1か月もうけまして、12月16日までに5ページ、6ページにある「農地における利用の意向について」という紙を事務局に送っていただくような形です。

この送付を受けた皆さんは、筆ごとに自分で耕作するのか、誰かに耕作してもらうのであれば、自分で利用権を設定するのか、または中間管理機構を利用するのか、もしくは転用する予定があるよというような希望があるのかをそれぞれ記入していただきます。

ただ、これを受け取った皆さんは、もうびっくりして、もしかしたら委員さんに直接連絡するようなことがあるかもしれませんので、この別冊資料を見ながら、この中にある内容でご対応を、ちょっと簡単な質問なんかもしあれば答えていただいて、この中で対応できないようなことでしたら、もうすぐ事務局へぜひご案内していただければと思えます。

では、すみません、次に資料の本編24ページにお戻りください。

24ページの6番では、去年の利用意向調査の結果を簡単にご報告しております。

去年は702筆、471件に対して調査を行いましたところ、「自ら耕作する」、「自ら利用権を設定する」、「その他」と回答があったものは239筆ございました。しかし、その回答どおりに対応されてない筆、26筆に対しては、中間管理機構と協議するように所有者へ勧告しなくてはならないんですけれども、中間管理機構から基準に適合しないとされたために、勧告は、令和3年度の利用状況調査に対しては勧告ということは行っておりません。

以上が去年の報告です。

最後に、25ページ、8番、本年度の最適化活動の活動強化についてということですが、8月の総会で協議しましたように、今年の11月は組織目標として「遊休農地の解消活動」の強化月間であるというふうに掲げておりますので、農地のパトロールで把握された2号や1号緑区分の比較的程度の軽い遊休農地のうち、地理的な条件が非常にいい良好農地であるとか、あとは地理的な要因の中に特に変な要因はないけれども、荒れているよというふうに判定していただいた農地を中心に、ぜひ担い手の方に

貸借等を勧めていただければと思います。

私からの説明は以上ですけれども、最後に、パトロールを通じて、筆が分からないですとか、判断に迷うというような相談を多くいただきました。パトロール方法を含めて、課題はたくさんあるものだと私、改めて認識しました。

また、暑い中、限られた時間と人数で地区内の委員さんが協力機関と調整し合って農地パトロールをしていただき、ありがとうございました。

今後は、事務局では利用意向調査と並行しまして、山林化、原野化の判定を進めて、非農地判断を検討していきます。来月の総会で、またこちらも協議に出す予定ですので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

柳澤委員。

柳澤農業委員

25ページの最適化活動の活動強化についてという項目に関連するんですけれども、こちらで見て、遊休化しているけれども良好な農地だというふうに思われるもの、大体地主さんが要するに近くになくて、離れたところにみんないらっしゃるんですよね。電話等で連絡を取って、「どうされるんですか」というふうな、そうすると、「いや、もう自分たちではできないから、貸すなり、売るなりしたい」という、そういう意向を確認できるところまででいいんですか。どこまで、担い手への賃貸を促進したらという、その程度、意味合いですね。実際に借りるなり買い取る人がいないと、結局その土地はそのままになってしまうんですよね。

議 長

じゃ、田中さん。

田中事務員

ありがとうございます。

一応できるまでということに対応していただいていると思いますが、それ以上、例えば分からない方がいるようなことがありましたら、事務局を挟んで、「こういう希望の方いますけれども、どうですか」というようなあっせんはこちらでもしますので、またちょっとご利用いただければと思います。

柳澤農業委員

一応月々に出しているこの活動記録の中に、その所在地だとか、それからその意向なんかを確認して、一応記録としては提出しているんですけれども、こちらのほうで取れるアクションというのはそこまでなんですよね。そういうことでよろしいんですか。

議 長 田中さん。

田中事務員 はい、大丈夫です。

柳澤農業委員 はい、分かりました。

議 長 基本的には、利用意向調査が上がってきて、できる範囲で、今、柳澤さんおっしゃって、事務局が答えたことだと思います。それ以上は親切……

柳澤農業委員 そうですよ。

いや、ですからもう1年間で、圃場整備した田んぼなんかだと、結局手が入らないので、もう草が背丈ぐらいになってしまっているんですよ。草刈りくらいはやらしてもらえませんか。本人じゃなくても、誰か、要するにシルバーの人たちに頼むとか、でもやっぱりそれだけお金をかけても、もう自らその土地を利用するという意向がないと、ほうりっ放しになっちゃっているんですよ。だから、そこら辺のところがちょっとやっぱり気にはなるんですけども、こちらではちょっとそれ以上手のつけようがないという感じの所が何か所かあるんですけどもね。

議 長 そうだと思います。

ほかに。

よろしいですかね。

この面積増えたんですが、やっぱり判定の物差しが変わったり、それぞれ皆さんの対応がきめ細かい対応をしていただいたということで、この150ヘクタール弱がやはり我々、この松本市の遊休荒廃地の現状だというふうな理解をしていただければ結構だと思いますし、今年発生したところと去年自分で耕作するという、まだそのうち荒廃地になってしまったところへ利用意向調査の文書を出して、こちらで回収して、対応を取っていくというような流れですね。

ですから、そういうことで、またそれぞれずっと出てきますし、この名簿を見て、ここはどうだということあると思いますが、それについては、個々の事務局とのコンタクトの中でまたお願いしたいと思います。

全体の流れ、また方法について、皆さんのほうからご意見ありますか。

[質問、意見なし]

議 長 じゃ、なければ、これで集約いたします。

ご出席の全員にお伺いします。本件については、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

委員の皆様には、これから実施する利用意向調査にそれぞれのお立場でご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、協議事項ウ、松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会の進め方についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

担当している板花でございます。

資料は37ページでございます。

意見書の市長懇談会の進め方についてということで、ご協議をお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

会長の挨拶にもございましたとおり、10月5日に役員4人で市長に意見書を提出したところでございます。これにつきまして、今、産業振興部、それから市長も含めて対応を協議しているところでございます。

その懇談会の日時ですが、11月9日水曜日、15時から2時間というこまで時間を確保しております。議員協議会室になります。市長が見えますので、何分、10分前には会場に着席をお願いして、時間に余裕を持ってお集まりを願います。

3番目、参加者であります、ご覧のとおりとなっております。うちは農業委員、それから推進委員全員参加でお願いしたいと思っております。

4番目、懇談会の進行の案でございます。

ご欄のとおりでありますけれども、会長が座長になりまして進めていただきます。

それから、意見書の趣旨説明であります、こちらにつきましては、農業振興委員長のほうで3項目一括で総括的に説明を願います。産業振興部のほうでも、一通り回答案を作る段階で全て意見書の内容は理解しておりますので、簡単に説明していただければと思います。

そして、意見交換であります。3項目あって、1項目ずつ進めてまいります。

まず、市から見解を説明していただいて、それを基に協議をしていくということで、項目1、多少ボリュームが多いかと思ひまして、50分。この時間はあくまでも目安でございます、このような配分で進めていただければ、なから収まるのではないかという目安でございます。

それから、項目2、項目3という形で進めていただいて、最後、当然市長のほうも途中途中で発言はなさるとは思ひますけれども、最後に総括的な感想を市長に発言していただいて、会長のお礼、そして閉会という流れで考えております。

5番目、その懇談会の進め方ですが、(2)項目ごとに最初の発言、口火を切る発言者ということでございますけれども、項目1については、最初



の発言者、柳澤委員にぜひお願いしたいと思います。

それから、項目2、地域を守るための担い手支援の充実・強化につきまして、二村委員さんをお願いしたいと思います。お膝元である梓川地区のリング産地の現状なども含めて、いろいろな窮状を発言していただければなというふうに思います。

それから、項目3につきましては、体制強化というところで、武井委員さんにぜひご発言をいただければなというふうに思っております。

38ページに行きまして、その後ですが、日頃の思いを農業委員さん、推進委員さん、現場活動で様々な人、農業者の声を聞く中で、日頃感じているところを率直に自由に発言していただいて、活発に議論を展開していただきますようお願いしたいということでございます。

市長と直接話をする、議論をする機会はなかなかございません。農業者の代表、代弁者として、日頃の思いを直接発言という形で伝えていただきたい。全委員がどこかで必ず1回は発言するつもりで臨んでいただきたいと思います。

その意見書は、農業振興委員会でまとめました。農業振興委員会に所属していない方の意見も幅広く吸い上げたつもりなんですけれども、まとめ切れない部分、あるいは漏れてしまっている部分あるかと思えます。多少話が意見書の内容から脱線しても、それは構いませんが、生きた議論をしていただきたいと思いますが、意見書の本論、あるいは趣旨を意識しながら、ぜひ発言していただければなというふうに考えております。

それで、懇談会の資料ということですが、あらかじめ前回、意見書の案のついたものはお渡ししたんですが、今回、正式に「案」が取れた意見書は同封いたしましたし、あわせまして、委員の参考資料ということで、こちら、今年の記事、あるいは国や市のホームページなどから担当者である私の感度で作成したものです。ですので、ちょっと皆さんの感度とは多少ずれがある部分もありますが、参考になればという思いで、いろいろな記事を集めて作った資料でございます。あらかじめこんなような資料を見て予習をしていただいて、自分の地域の課題と重ね合わせながら、必ず活発に、そして1回は発言するような形で参画していただきたいと思っております。

それから、注意ですけれども、この意見書と引用の参考資料ですが、参考資料は委員のみ配付ですので、お間違えのないようお願いしたいと思いますが、意見書とこの参考資料は、今回、送付したものをもって、当日は改めて配付は考えておりません。万が一忘れた方のために若干は用意しますが、基本、これを当日お持ちいただいて、懇談会に臨んでいただきたいと思っております。

そして、今、市長部局のほうでは、回答案の作成に向けて協議を重ねている状況です。回答資料は懇談会当日になります。

それで、私の耳に入っている情報をおつなぎしますけれども、まず地域内の自給圏構想に向けたプラットホームの設置、プラットホーム、協議会なり協議の場というような意味なんですけど、こちらにつきましては、産業振興部を配置したその出発点、あるいは農商工連携の重要性というようなこ

とを意識しつつ、前向きに捉えて、検討を始めたいという方向だというふうに聞いております。

ただ、その形をつくっても、そこに魂といいますか、心が入らないと、形骸化するというような、組織というのは常にそういうおそれがあって、そこから辺は農業者の立場から農業委員会もぜひ前向きに、積極的に参画していただきたいなというような思いであるというふうに聞いております。

それから、項目2です。農村地域を守るための担い手支援の充実・強化というところで、国や県の支援対象とならない兼業農家、あるいは中小規模の農家であっても、規模拡大や専業農家へ移行するなど、右肩上がりというか、地域を担っていくというようなやる気のある方向性を持った場合には、必要な支援を検討するというような回答を今、協議しているということ聞いております。

それから、項目3、農業・農政を支える体制の強化と予算の確保でありますけれども、松本市、農業という地区でいきますと、21地区ありますけれども、なかなか多様性があるって、地区担当制というふうなところを考える上では、その21地区に担当ということは現実的ではなくて、地形や基盤整備の状態であったり、栽培している作物であったり、あるいは中山間地域であったりというふうな、その21地区をゾーニングしまして、区分けされたエリアごとの担当制が現実的などころなんじゃないかなというふうなことで、そういう方向で検討をしているんだというふうなことをちらっと耳にしております。

当日にならないと正式な回答は出てきませんが、いずれにしても、市長の回答を説明していただきながら、なかなかその意見書には書かれていない話なども含めて、地域の問題点、困り事、あるいはこんな提案はどうかというようなところを本論から逸脱しない範囲でぜひ生きた議論を進めて、今後につながるような生産性のある意見交換にしていれば大変ありがたいかなというふうに思います。

あと机の配置は39ページのとおりでございます。以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま板花補佐のほうから当日の段取り、また口火を切っていただく発言の方、それぞれ提案がありました。

発言のある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

口火を切っていただく方も含めまして、それぞれ何しろ突破口ですので、それから広げて、腹藏ない意見を言うていただくというのが一番の目的で、課題を共有するということだと思っております。これを生かしていただくということだと思っておりますので、何分当日よろしく願いしたいと思っております。

なければ、市長懇談会の進め方について集約いたします。  
全委員の方にお伺いしますが、本件についてはご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
市長懇談会に向け、全委員の方がそれぞれお立場で準備を進めていただけますようご協力をお願いいたします。  
また、皆さんで議論する懇談会としたいので、ぜひ積極的なご発言をお願いいたします。  
次に、報告事項の主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐

40ページ、41ページご覧ください。  
40ページにつきましては、主要会務報告ということで、10月、これまでの内容でございます。  
ご覧のとおりでありますけれども、1件訂正をさせていただきます。  
最終行の情報・研修委員会、「10時」というのは間違いで、「総会終了後」、これからになりますので、ミスプリントですみませんが、訂正をお願いいたします。  
それから、41ページでございます。  
11月の予定になりますが、会長挨拶にもありましたとおり、何かと行事が多いということでございますが、まず明日でございますが、第65回まつもと市民祭表彰式典ということで、会長をはじめ、関係する委員の方、ご出席されるかと思えます。この中で、明日ですね、松本市顕彰要綱による被顕彰者ということで、上條信太郎委員が社長を務めます株式会社フラワースピリットさん、2022年アルメーレ国際園芸博覧会でランキンキュラス金賞1席ということで、国際規模の各種競技会等において入賞ということで、松本市顕彰要綱によりまして顕彰されるということでございます。  
また、今日ご欠席であります、林昌美委員さん、農林業功労者表彰ということで、松本農村女性協議会の副会長及び会長を歴任された。この2月をもって会長を退かれたということで、長年、小学校への食育活動、あるいは松本市の伝統料理、農村文化の継承に尽力されたということで、こちらにつきましては、農林業功労者表彰ということで、実行委員長であるうちの会長から表彰される予定でございます。  
続きまして、意見書懇談会は11月9日でございます。懇親会場の変更がありますこと、重ねてご案内いたします。  
それから、11月11日は北東部ブロックのブロック活動ということで、

農地パトロール研修会を実施することとしております。

それから、11月16日であります、長野県農業委員会大会、昨年は長野市でございましたが、今年は松本市キッセイ文化ホールでございます。12時半にはご参集いただきたいということでございます。まとまって座る席を確保しますので、会場付近で職員がご案内いたします。本日中に参加報告書を提出していただくようお願いしているところであります。

11月22日は農地転用現地調査ということで、中川委員、久保委員、ご足労ですが、お願いしたいと思っております。また、事務局と調整をお願いいたします。

それから、11月30日が来月の総会ですが、この日、会長が県組織の要請活動ということで、お昼前から長野市で行われます知事と県会議長への要請活動に出席するため、不在になります関係で、窪田代理にお願いしたいと思っております。

また、記載してございませんが、11月22、23日は農業委員会の県外視察研修ということで、神奈川県方面ということになります、後ほど中川委員長のほうからご案内があります。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

主要会務報告、事務局から説明がありました。

これについて何かありますか。

上條委員、おめでとうございます。皆さん拍手をお送りいただきたい。  
(拍手)

それでは上條委員、その感想とヨーロッパの園芸事情を1分間でお願いします。

上條農業委員

今年の3月から、先だって終わりましたけれども、オランダのアルメーレで10年に一度の花の祭典がありました。ご案内のとおり、ロシア情勢や、コロナのことがあって、大変厳しい中でありましたけれども、10年に一度ということで、私のライフワークであります出展をして、春の切花のランキュラス、私が選抜した品種で1等の金賞1席を取りましたので、ご報告したいと思います。

全部の仕事を通しての受賞でありましたので、大いに満足な受賞だったなというふうに思います。

夏は、トルコキキョウで挑戦したんですけれども、検疫の関係でちょっと行き違いがあって、日本から行った花全部、審査に間に合わなくて、対象にならなかったということは本当に残念でしたけれども、連覇を狙っていたんですけれども、ともかく春で取れてほっとしております。

それから、今のヨーロッパの情勢ですけれども、数日前に東京である会合がありまして、そのときに最新の情報としてお話ししましたけれども、オランダの園芸生産、来年は40%減ります、あんな園芸大国が。なぜかという、ガスが10倍になった。ガスの値段が10倍になって、私、その

日に国の人たちも来ていたもんで話したんですけども、日本はパイプハウスで頑張れ、頑張れってやってきた国ですよ。世界中の先進国の中において、こんな国はないんですよ。パイプハウスで頑張れなんて言ってきた政策を出した国は日本ぐらいしかないんですよ。

それで、最近、最新のいろいろな設備というのは、やはり先進国のオランダで開発されたような施設、そしてそこに合致したいろいろな施設管理の技術ですね。そういったもので将来を考えていく農業に変わっていかなきや。じゃ、日本、どうなるんだと、これから。大変心配しています。

オランダは、その技術を持って、世界に売って、成り立っています。

それから、フットワークとしては、もう既にオランダを脱している企業がすごく多くて、赤道直下の熱帯高山性地帯で企業的な経営をやるという状況に入っています。

今、現場は、物はどんどん減ってきて、困ったなというような状況、どうするんだというようなこと、何かすごく気休めのように見えるんですけども、そんな会合をしておりました。

多分、今年の冬の油を焚けないという状況が、来年の春の集中的な物の出荷でまず出てきて、再来年の作付計画が、国内における作付計画が激変すると。これは高知県とか団地、宮崎とか、みんな今、苦しんでいます。

愛知県の愛知みなみの菊の生産、300億円ありましたけれども、200億円まで落ちました。多分ここにいると、そういうことを知らなんている。まあいけるだろうって思っているかもしれないけれども、それは違います。多分、来年の春に結果が出るということで、大変心配していますけれども、大体そんなことでいいかな。

議 長

ありがとうございました。もう一度拍手を。(拍手)ありがとうございました。

それでは、ほかにこの主要会務報告、よろしいですかね。

じゃ、そういうことをご承知おきをお願いいたします。

報告事項は終了しました。

引き続きまして、その他に入ります。

12月に予定している農業委員会の管外研修の内容について、情報・研修委員長から報告していただきます。

中川情報・研修委員長 情報・研修委員会の中川です。

お手元に1枚物、松本市農業委員会視察研修行程表、裏に参加の報告書とありますが、こちらをご覧ください。

情報・研修委員会では、およそ半年前から、今期のこの委員のための視察研修をやりたい。さあ、どうしようというような議論をやってきました。

大きなテーマとして「流通」です。これを1つのテーマに持ってきて、それでちょっといろいろな行程を組んでみようということで、いろいろもみましました。流通だけでなく、いろいろと肉づけをしてスケジュールを組んだ結果が、こういうことになったということで、ご案内を申し上げる次第で

ございます。

まず、12月22、23日なんですけど、何でこの日なのということですが、農業委員会のいろいろな活動内容というか、活動予定ですね。とりわけ会長さんはお忙しい方ですので、行事が入ってないこと。それから、もう一つはバスが借上げできる、こういう日であること。もう一つは、藤沢市役所の農業委員会事務局とコンタクトをできる日であることというこの3つの条件を満たそうとすると、どうしてもこの日にちになるということでございます。

また、何で藤沢市なのということなんですけど、松本市と藤沢市って姉妹都市協定を結んでいるんですね。松本は、こういうように四方を山に囲まれた山の国。海が羨ましいな、海ってええなというのが松本。片や藤沢市っていうところは、これ、湘南平なんです。ビーチですね。もう海でいっぱいですが、反対に山ってええなというようなことで、双方の憧れじゃないんですけども、山の人ちょっと海と交流したい、海の方は山と交流をしたいというようなことで、60年前だそうです。姉妹都市協定を結んで、それで、それから相互に市民の交流を続けてきて、現在に至っているという、そういうことで藤沢なんです。

じゃ、今回また「流通」をテーマにして、じゃ交流の一環ではないですが、親善訪問みたいなみたいな形で、いろいろと交流を図っていかうと、こういう趣旨で、行き先を藤沢ということにいたしました。

視察の内容が3つあります。

まず、1日目の前半ですが、湘南藤沢地方卸売市場ということなんですけど、横浜丸中グループという大きな組織体があります。この中の1つに湘南青果というのがありまして、要はこれ、市場です。市場は市場なんですけど、公設の市場ではなくて、国内で初めての民営化のケースとして開設された地方卸売市場だということです。

それだけではなくて、松本と違って、都市化農業と言うんですか、こういうのが非常に盛んなところですので、地産地消ですとか、あるいは我々と同じように、遊休農地の問題とか、同じような問題をいろいろ抱えているみたいなんです。新しい事業として、近隣の遊休農地の活用であるとか、湘南野菜のブランド化を思い切り推進しているとか、市民開放市場とか、こういう新しいようなことにいろいろと取り組んでいるというところのようです。

市場そのものと、こういうどっか会場を多分用意してくれると思うんですけど、市場の中身を見させてもらうのと、いろいろなところで新規事業等もこういうことをやっているんだよというようなお話を聞いてみたいということで、1日目は湘南藤沢地方卸売市場を訪問する予定です。

それから、午後なんですけど、井出トマト農園ってありますけれども、これね、私たち、よくスマート農業だとか、システム化だとか、IT化だとか、そんなことを言っていますけれども、大きなハウスがあって、要はパソコンを活用したいろいろな環境の制御というところに積極的に取り組んでいるところだそうで、大きなトマトのハウスがあって、例えばハウスの中の

温度だとか湿度、それから二酸化炭素濃度だとか、あともちろん光だとか、あと肥料濃度とか、そういうようなものをパソコンで全部管理して、要はパソコンの画面を見て、こういうふうにもいろいろと制御しているというようなどころらしいんですね。そういった先進的な現場を見に行きたいというようなことで、視察先を探していたら、この井出トマト農園さんとコンタクトを取れたという次第です。

2日目、2日の午前中ですが、藤沢市農業委員会との意見交換会というのを、これ、予定しております。藤沢市農業委員会事務局の会長さんと会長代理さんと今、アポイントが取れています。どういう懇談の中身にするかというのは、今日この後情報・研修委員会がありますので、そこでもみたいと思うんですが、いろいろな意見交換の場をここで持ちたいと考えております。

こういうことで、視察の内容は以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

板花局長補佐

配付物が2点あります。

農地調整ハンドブックが全面改訂になったということで、県組織から連絡が来て、物が届いております。以前お配りしたものは廃棄していただいて結構でございます。それから、新しい農政概要が農政課から発行となりましたので、皆さんにお渡しいたします。

あと、また定番のお願いですが、今日見えていない委員の分で、もし地区に持ち帰ってつないでいただけるのであれば、お願いできればありがたいかな。無理であれば、その場に残しておいていただければ、またこちらでまた何とかしたいと思います。

あと、駐車券の関係は、うちの一番奥の隅っこにありますので、情報・研修委員会に出席する以外の方は駐車券処理していただければよろしいかと思っております。

あと、原本関係書類は、机の上にそのまま残してお帰りいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

その他全体を通しまして委員の皆様から何かあればお願いします。

二村委員。

二村農業委員

すみません、前々回の総会の折にもちょっとお聞きしたんですが、農地パトロールをしまして、農地の部分、以前イノシシのすみかになって困るところはきれいにしてもらったんですけども、その横の農地じゃない部分、いつの間にか山林、原野化しちゃって、そこのところはもうやる必要はないというふうになっちゃいまして、やっぱりそこがまだすみかに

なっていて、近隣の人には何とかしろと今言われていて、こういう場合は、私たちはどういうふうに対応すればいいかというのが、本当にちょっと困っちゃっているんですけども。

議 長 農地以外の荒廃した土地が野性から病気の根源になっている、そのときの対応方法。

二村農業委員 そうです。本当に困っちゃって。

議 長 局長、何かある。

青木局長 農地じゃなくて、地目が山林ですか。

二村農業委員 以前はきちんと農地であって、リンゴを作っていたところなんですよ。それが、平成28年か何かに地目が変わっているということなんで。

青木局長 じゃ、もう木が生えて山林化するというので、農業委員会の通知が出て、山林転用になったということですかね。

議 長 そこが害鳥や害獣の巣になっちゃって、それが農業に悪影響を及ぼす。

二村農業委員 そうなんですよ。そういった場合に、何とかできないのかというふうに言われているんです。

青木局長 農地法の中で農業委員会の活動や、その規制ができるようになっているものですから、おっしゃるように農地じゃないとすると、農業委員会として何か通知を出したりとか、農地法42条の、この間の研修会でもありましたけれども、解消しろという命令は出せないと思うんですよ。

議 長 これ、環境保全課とか、そういう市役所全体で対応取れるもんかい。

青木局長 詳しい地番を教えていただきながら、また関係課のほうにもつなげられるように、農政課も含めて、環境保全課とか、担当者のほうと一緒に考えていきたいと思います。

議 長 いいですね。じゃ、そういうことで、また関係課とコンタクトを取りながら、その辺、ちょっと対応してください。  
ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。



以上で本日の案件は全て終了しました。  
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 \_\_\_\_\_ 田 中 悦 郎

議事録署名人 5 番 \_\_\_\_\_ 中 川 敦

議事録署名人 6 番 \_\_\_\_\_ 久 保 節 夫